

三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

三朝町長

三朝町規則第12号

三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和45年三朝町規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第13条 給与条例第4条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が特に優秀な職員 <u>100分の102.5以上100分</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第13条 給与条例第4条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が特に優秀な職員 <u>100分の100以上100分の</u></p>

の160以下

(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 100分の92.5以上100分の102.5未満

(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 100分の92.5

(4) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 100分の92.5未満

2及び3 略

第13条の2 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 100分の45超

(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 100分の45

(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 100分の45未満

2 略

160以下

(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 100分の90以上100分の100未満

(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 100分の90

(4) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 100分の90未満

2及び3 略

第13条の2 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 100分の42.5超

(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 100分の42.5

(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 100分の42.5未満

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成30年12月1日から適用する。